

〔資料紹介〕

土屋喬雄の石神調査ノート（五）

—— アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて ——

三須田 善暢*・林 雅秀**・高橋 正也***・庄司 知恵子****

キーワード 石神、土屋喬雄、有賀喜左衛門、アチックミュージアム

われわれはこれまで、経済史家・土屋喬雄の旧安代町石神調査ノートの翻刻をおこなってきた。前回（高橋ほか2012）で、当初目的としてきた石神部落に関する記述の翻刻については終了した。

さて、土屋ノートには、石神村の記述に加え、調査を通して見聞きしてきたと思われる岩手県内の村々の記述も存在する。そこには、各地における本分家関係、名子制度について、農業以外の産業と人々の生活との結びつきなどについて書かれており、大変興味深い。そこでわれわれは、土屋ノートの石神部落以外の記述に関しても翻刻をおこない、本稿において紹介することにした。前回の作業だけでは困難であった土屋の問題意識解明および、われわれの作業の根本にある名子制度の相対化について言及する際の資料としたい。

これまでの翻刻をみて、何人かの方から興味深い示唆を頂戴している。細谷は日本村落研究学会の報告において、本翻刻を材料の一部にして同族団解釈を再検討している（細谷2012：8）。また、吉川からは、名子と封建論争をめぐる土屋と布施辰治の往復書簡についてのデータを提供いただいた（吉川（2010：36）を参照されたい）。いざれそうした示唆を踏まえて有賀のモノグラフと土屋の研究を再検討したい。

今回翻刻する部分は、土屋のノートの2冊目でノート表紙に「岩手縣二戸郡荒澤村石神齋藤家ヲ中心トスル名子制度ノ研究（二）昭和十年七月-

八月」と書き込まれたものである（なお、今回で土屋の石神調査ノート2冊すべてを翻刻したことになる）。土屋自身によるページ数では23-43頁である。23ページ位の前は空欄となっている。23-37頁では、江刈村（現・葛巻町江刈）における名子の屋敷・屋敷地、賦役に関して、38-43頁では、岩泉町における名子の屋敷、屋敷地、賦役、田野畑村における鉄山経営について記載されている。なお、江刈村については土屋（1937=1981）でも詳述されている。

写真1は、今回翻刻分の冒頭ページである。不明な点多々あり、誤って解読している箇所もあるかと思われる。気がついた点については御指摘をいただきたい。

翻刻にあたって留意した点は以下の通りである。
・ノートは縦書きで、上部に罫線を挟んで余白がある。上部の余白に記述しているは原則上部に記載するようにした。

・ノートには指示や挿入などを表す多くの線が引かれているが、一部のものを除き表記していない。

・指示線で補足説明をしている箇所、および挿入をしている箇所は、原則として【】で入れ込んでいる。挿入箇所にさらに挿入している場合はさらに【】で入れ込んでいる。ただし古文書の場合は原則として入れ込むことはせず、指示線等も表記した。

・本文で改行している箇所は原則として改行した。

* 岩手県立大学盛岡短期大学部 〒020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子152-52

** 森林総合研究所東北支所 〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25

*** 島根県中山間地域研究センター 〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207

**** 岩手県立大学社会福祉学部 〒020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子152-52

- ・ 指示線や文の内容などからみて続いていると思われた箇所はつなげて表記した。
- ・ 不明な箇所は□にしている。

- ・ 抹消部分も多くあるが、それは特に復元していない。抹消した上に新たに書き込んだ文字もそのまま表記している。

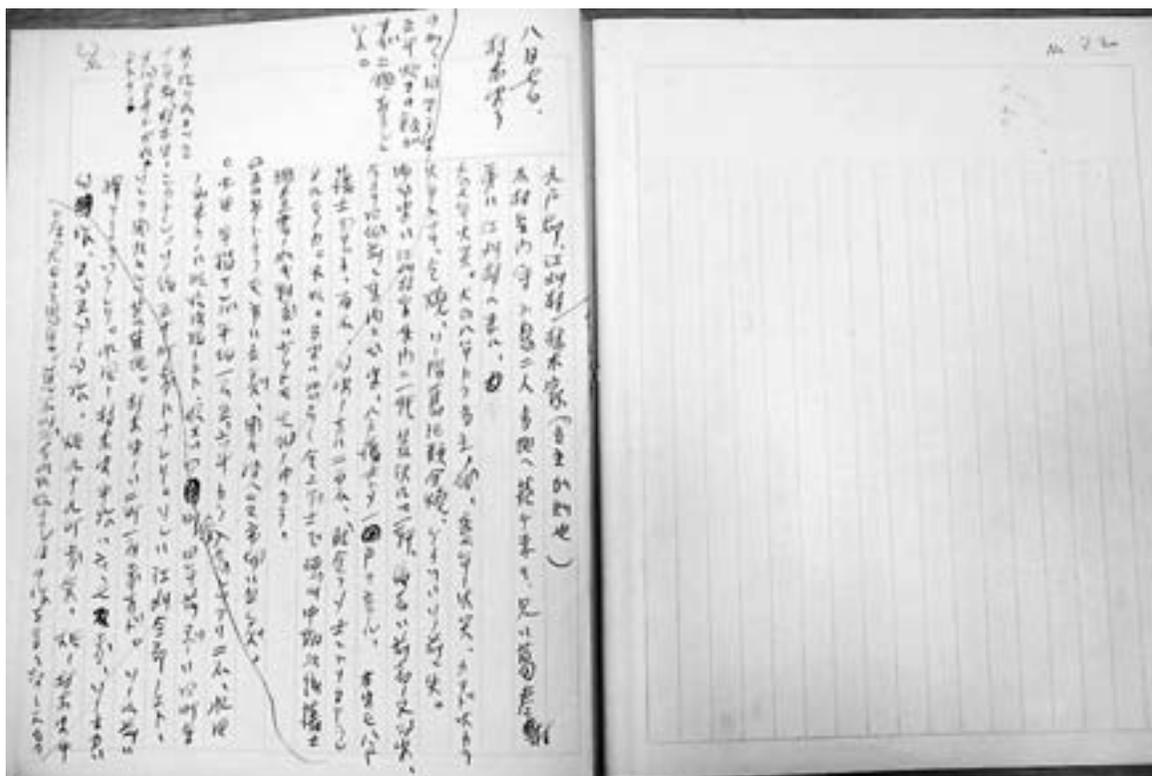


写真1 土屋ノート2冊目原本 (土屋のページ数で22-23頁)

<p>22</p>	
<p>八月七日 村木家ヲ</p> <p>米ノ作り始め六五 十年前、村木家ノ オバアサンガ始め タトイフ</p> <p>23</p>	<p>九戸郡、江刈村村木家当主芳知也 木村長門守子息二人当地(落子来り、只葛巻村 弟江刈村へ来ル、 大正七年火災。大正八年カラ当主ノ代、大正七年火災、カ下火カラ 火事トナリ、全焼。ソノ際舊記類全焼、ケイフソノ前ニ失。 御分家江刈村家東門二軒、荒沢口二軒、後其前著ノ又分家 今ヨリ四代前三重門二分家、八戸藩士トメ(？)一戸ヲ立テル、本家モ八戸 藩士アツタ、百石分家ノ方ハ二百石、献金ヲメ土トリタテラレ タルモノカ。不明。当家人恐らく金上テデ徳川中期以後藩士トシタテたもの と思はる。舊来時代より明治始までは手作を多クしたものの如く、回家に は五斗炊きの飯がまが三個あるといふ。】 調査書ノ如キ制度ノ少クモ先代ノ時カラ。 五戸市トイフモ古ハ立タズ、聞キ傳ヘ三市場ハ立タズ。 水田早稲ナシ平均一石五、六斗カラ入念ツクリ二石、水田 ノ出来タノ明治以後ノユ、始メ四町【余】、四年前テ六四町余 シカシ。ソノ後五十町歩トナレリ。ソレ江刈全部ユ、 ソレヲ開拓セル荒蕪地。村木家ノ二町二反歩ホド。ソノ以前ハ 樽ヲ多クツクリ。水田ノ村木家手作六、七反歩、ソノホカハ 分作、五分五分分作、畑九十九町歩余、畑ノ村木家手</p>

<p>24</p>	<p>作(七反柴、野菜ヲ自家ヲ食ハルノミ。先代、先々代ノ時分カラ同様)</p> <p>前禰ト【大】麦トイゲン巨【ヲ】多々作シ、ソバモ多【ク】シクシ。</p> <p>山テルウルイ、クノ葉似タモノ、ウルイノクキギサシ</p> <p>デ【ユ】テ【天】日ニ示シ、禰ニテタタ。今テモ汁ノミニウルイモタガ。</p> <p>大根ヲサイノス切リテテ【水ニサラシ】天日ニ示シ、ウラト三入シテタイテ食タ。妻カモヨクタタ、妻カモ味噌ヲ入タノカ</p> <p>雑炊、コニウルイ、【ワラビ】、ササギ、エンドウ、等ヲ季節々々ニ応シ雑炊ニ入レタ、</p> <p>巳年ノ凶作ニクツノ根トワラビノ根ヲタタ、</p> <p>トト麦トヲモセ【テ】タイタ【妻カモモタタ】。</p> <p>米ヲ主ニ食ヘルコトトナツタノ大正ノ好景氣ノ時以來ナリ。</p> <p>前ノ正月、毎トトニ升位米ヲ買ツタ。【モト】麻ヲタカサシクシ、糸トセリ、【ソレ】三十四、五年前テノユトアル、ソレヲ葛巻テモツテユキ、米ヲ少シク買ツタ。竹ノツツニ米ヲ入レテ米トイテ腹ヲタガナオツタトイテ話モアル。</p> <p>今テモ米タケノ御飯ヲタケル家今ホトトナシ。ソレ月給取</p>
<p>25</p>	<p>三六頁〇</p> <p>リノミ。上流ニ分【米】八分、カ七三、中流半々、又四六、下流ノ人ニ二分八位。ヤト間ニ合テ位ノ八分シテ禰ノカ、禰ノカトイテ人ヲ相当アル。</p> <p>牛ノ飼料トナル草</p> <p>稗切三モギヲトルトコモアリ、乾クサ(ヤ)三入</p> <p>ルキノヲトルトコモアル。モギヲトルトコモ共同使用、</p> <p>乾クサヲトルトコモ各名子三分ケ貸与。</p> <p>山林ノ用材、薪、柴トル、コモ共同使用セシ</p> <p>ハ、名子ヲザルモノハ使【用】料トシテ金ヲ徴収ス。</p> <p>稗揚モ名子テナイモノアル。</p> <p>【家】【宅地】畑、山林、稗揚全部ヲ貸与スル場合ニテ移住罷却ノモノ又ハソノ分家以降ノ名子ト称セズ。</p> <p>村木家ノ先祖ト共ニ移住ニ来レルモノ及ビソノツテ来タ家来ノ名子ノ分家ニシテ名子ト称ス。ソノ數ハ四十戸、</p> <p>名子ヲザル方ハ山林、畑、宅地、其他ノモノ金ヲ貸与。</p>

〔家タケ自分持チノ場合アル。〕

<p>26</p>	<p>名子八主従關係ノモノニ又吉凶其他三才イテ手傳ト又世話ヲスル。</p> <p>名子ノ家、改築ノ場合、建築材料ヲ地頭分無償ニ提供シ、大工其他ノ工賃、名子ガ支出、宅地一區券乃至三區券、畑一町券乃至三町券ヲ貸与シ、山林、秣場等五部落々々に範圍ヲ限定シ、使用セシム、名子八年貢として地頭に対し</p> <p>村木氏ノ家券ハ五日市トイフ。紋、オニヲタラシ。</p> <p>オクモ、御供者トナリカ。或、御小者ノ意方、オクモニ一ケ年十三、四ガヲ</p> <p>カイル。ソノホカニ女子モ二人、子守トカメシタキトカニ使フ。女子ノ方、名子ナラザルモノカラ「モ」借リル。一ケ年又二年、オクモニ正月何カ買シテヤル位、實銀モナシ、通ヒテナク、家ニオケ。女子ノ方</p>
<p>27</p> <p>明治三十六年ノ 萬免帳ナ ルモノニズテ 記載シテアリ、 ソノ基ト ス。</p>	<p>ハ仕着ヲヤル。</p> <p>○ 雇錢基金、十百カヲ四十一【五】百位、年五朱ノ利子、ソノ利子ヲ小作料及ヒ足錢カラ差引キ、又、ソノガタメニ賦役ヲ免ズ。</p> <p>○ 牛ノ臨時市場、秋十一月ノ十日カラガ立テ、セリウリラスル、交換売買シ、ソノ傳半ヲ地頭ニオサメル、立分ケ、古ヲ貸シガアレハ、漕費スルコトモアル。</p> <p>男馬ハ沼宮内子市（九日）、女馬ハ鶴巻ノ市ヲ常置。半々ニ下ル。</p> <p>牛ハ放牧、馬モ放牧、馬ノ糞、六子ヲツケズ、又炭ノ運搬、駄賃取りノミニスル事アリ、カ、ル時ハ注意ス。</p> <p>牛ハ乳トラス。</p> <p>○ ステ賃權價ノ決済、一年一回。</p>

<p>28</p> <p>山タケヲカリ テオルモノアリ、 ソレハ錢ヨリハ 人夫ヲ払ヒタ イトイフモノ アリ。</p>	<p>○ 古クカラ牛ガ多シ、古ノ方ガ牛ガ多シ、 近年ハ馬ガ少シ多クナレリ。今ハ牛馬 ヲ食ベル</p> <p>○ 賦役ハ田(六反)仕付ケ、カリ入シ、モミニ シ、草ヲカリ、ウンバンシ、野サイ畑ノ 耕作一切、 山ノ方ノコトハ名字テナイモノニ雇サセル。 山雇、山タケヲカリテキルモノ、三年十日 位働カセル 人数ハ二三十人アリ。 其他ノ【村】者ニモ【植林ナド特別ノ事アル場合ノミ】スケテ貰フ、 賃銀ヲ払ハス、 食事ダケヲ。彼等ハ山ナドヲ使用 サセテ貰フ。多クテ年二日位。</p> <p>○ 名四十人、普通ノ分作ノ者、二反 三反ト リツカノ者モアル、コレヲ入レレバ【五十人モアリ】甚ク多シ、</p>
<p>29</p>	<p>名子ト同シヤウナモノハ十六、七戸、耕地 タケカリテルモノモアルソレ八十人程、 来ルノ今ハオモ子供ヤ年寄りガ来ル、朝ハ八時 乃至九時頃来ル、晝飯、夕飯ヲタベテ、日ノ長イ トキハ三時ナルオヤツ【^{サトキ}ガ出ル、實際ニハタラク時間ハ 四、五時間位ノモノ。】</p> <p>○ オケモノハ主トメ牛ト馬ノカハリ。牛馬ヲ山へ 去ゲル時ヤ下ゲルコトモスル。</p> <p>○ 放牧ハ一部落毎ニ組合アツテ牧夫ヲ雇ヒ 一軒毎ニ頭數割シ賃銀ヲ負担ス。</p> <p>○ 宅地ニハ野サイ畑ガツク。畑一町赤乃至三町赤ヲ 大概家族ガ食ハレル。家族多イ時ハ手間取り</p>

<p>30 八割位ハ 農閑 期</p>	<p>ヲスル。手間取ハ炭ヤキ、ヤクノハ一俵イク ラデヤク、二十錢位カラアル、一ヶ月八十俵―百二十俵【ヤクモノアツ タ】 名子ノ中ニハ木ヲ買ヒテ小サク炭ヤキヲ經營 スルモノアリ、遠イ所ヘハユカヌ、 炭運搬ハ場所ニヨツテ違ヒアレドモ近イトコロ デ二錢、トホイ所テ十錢、商売ニ運搬ヲヤル モアリ、一人テ馬ノ五―六頭モヤルモノアリ。カ、ルモノ 十戸ホドアリ、多クハ二頭一人、 スミスゴラツクル、一枚二錢五リシ、一日十五、六 ―十二―三枚（コレハ主ニ女ノ仕事）、近頃ハ ツマゴハツクラス、織物ハ全クナイ。 麻糸ツムギハ三十年来ナクナツタ。昔ハ麻ノ 着物ヲ主トメキテキタ、紺屋ヲソメサシタリ、 自分テモソメタ。麻日布ヲモキテキタ、 綿ヲ買ヒツムイデハタヲ織ツタトイフ事ハナイ。 木綿キモノ入ツテ来テ多クノ人が着 ルヤウニナツタノハ三十年来ノコト、養蠶</p>
<p>ハタ、アラサハグデ、 小ヤスイ、トウヤ バ、元木、ニシサド 、ミスゴ、車門、 トヒワタシ、滝沢 山岸、五日市 小泉、栗山、タツ ハナ、コビラサワ、泉 田、コナハシロ、 中村、寺沢、寺田、 六角、入貝、大沢、 野中、ユワラキ、 ウツタナイ、ハトオカ、 四日市、上トカハ、 シモトカハ、江刈 川</p> <p>江刈村 ミスゴ ニシサトカラ 辰花マデニ 村家ノ土地 アリ。</p> <p>31</p>	<p>ハ【小】部分、【全江刈村テ五百四十戸】二十戸位ノモノ。多イトキデモ 三十戸位 畜牛ガ第一副養 肥料ハ厩ゴエガ多イ、現在テモ一反当リ七石賣 位ノ厩肥ヲ使フ、四、五年来金肥モ多少 使フ、最初ニ入ツタノハ十五、六年前、今ハ一反 歩ハ二貫目ハツカフ、（カリンサン、七貫一円 五、六十錢） 林ノ造林、搬出、漁場ヘノ出カセギ、北海道 カムチヤツカ方面ヘノ出カセギ、若者ニツカハ レルモアリ、土木工事、出ル。 五日市ノ部落テハ大概食料ハ自給。全村テハ ヒエハタラス。 吉岡ニハ部落ノ名子ハ手傳、スケ、【名子ハ】十錢 位ノ香テラモツテクル、多クテ五十錢、 【ソノホカ二錢モツテ来ル。【二錢トイウハ昔ノツギアヒ。】】地頭テモ同 ジ。コンレイノ御祝儀 ノホホ同シ。</p>

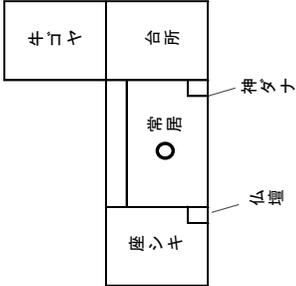
<p>32</p>	<p>正月八年始ニ来ル、ソ時ハ五リノヲモツテ来ル。 今ハ一銭カラニ銭、ソノホカクルミトカセンベイ ヲモツテ来テクレル。 名子ガヨメヲモラフ又ハムコヲ賣トキハ【地頭へ】 アイサツニ来ル。モラフ方モクレル方モ来 ル。</p> <p>○ 【名子ハ】旦那様トイフ、名子ヲヨブ時ヨビヌテ、 又ハオ前トイフ。</p> <p>○ カツテハ名子ハ一般ノ百姓ヨリ下ニ見ラレタコトモ アル。今ハ差別ナシ、 普通ノ百姓ト名子トハ婚姻ス。 イモノ【ネ】</p> <p>○ 名子ガ【アイサツニ来ルノハ】正月ト端午、【タノゴニハ】ホドトカセン ベイ トカラモツテ来ル。</p> <p>○ 名子ノウチハ奥口四間、間口八間位カラ</p>
<p>33</p>	<p>ツウ。ソレニゲヤトイフヒサシヲ後前ニオハ シタモノ。新ニ別家ニナルモノハダン／＼小サク ナル。</p> <p>○ 名子ニモ【畑ノ】分作ノモノアル。大テイニ反孫位分作 モアル。ナイノハ五、六軒、分作ハ五孫五孫。 ソノ畑ノ土地ハ變更ス。作ツテキタ者 同窓ヲトリカヘル。豆トヒエ、 トハカハルコ ト多シ。豆ノアトハヨイトイフ。 全ク分作ノ者モアル。 他ノ者ハ下閉伊ノオモトへ【行ツタ、家族人数。少クナリ子供 白痴ニナリ、【耕作ヲキス荒ル。】】</p> <p>○ ソマハ名子ニスケラレル場合モアル。</p> <p>○ 名子ニヌ一軒ノンダクレヲ北海道ニ行ツタモノ アリ。ソノアトへ他ノ名子ノ分家名子ガ 入ツタ。耕地ハフエズ、人ハ多クナル故、 土地ヲカリタモノハ土地ヲハナシタガラス。</p>

<p>34</p>	<p>○ 名子其他一般、ヤネフキハエヒデスル、名子 ダケデクレヤルコトハナシ。区域ハキマツテ キル。小ヤセカカラ辰花マデ。</p> <p>○ 地頭ハマサヤネデアルカラスケラレルコトナシ。</p> <p>○ 耕地ノエヒモアリ。タネマキヤタウエ、エヒコ、 ソレハ小部落ガ区域トナリ、特ニ名子トメ 結束スルコトナシ。</p> <p>○ 名子ガ金ヲカリル時ハ地頭へ来ル、多クハ 小額。【地頭方】カストキホトシト無利子。名子ガ色々 農具等ヲカリニ来ルコトアリ。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">大上口牛松</p> <p>一 畑貳丁一反六畝廿九歩</p>
<p>35</p>	<p>○</p> <p>小作料金八円八拾銭</p> <p>一宅地一反二畝十三歩</p> <p>礼銭六拾六銭</p> <p>金九円四十六銭</p> <p>金壹円九拾九銭 雇銭基金</p> <p style="text-align: right;">利子</p> <p>此雇銭基廿三円廿五銭預リ</p> <p>引金七円四拾七銭</p> <p style="text-align: right;">西村權平</p> <p>一 畑壹丁五反拾九歩</p> <p>小作料金六円</p> <p>一宅地一反六畝廿三歩</p> <p>礼銭九十六銭</p> <p>金六円九十六銭</p> <p>雇銭基金十五円廿五銭 八明治廿七年</p> <p>三月二十日返金候事</p>

<p>36</p>	<p style="text-align: center;">村田 丑松</p> <p>一畑四反七畝廿九歩 一宅地二反四畝廿三歩 札銭拾五円 外山札二円拾七円</p> <p>コレハ小作料ト札銭ト全ク一括セルモノ。</p> <p>三十六年以全ク動カサズ。</p> <p>○ 刈分ノ場合ハ穀物ハ籾ヲトリ穀ニシテ 地主ヘモツテ来ル。ソノ作カラハ小作人</p>
<p>37</p>	<p>ニオイテ、牛ニ食ヘルタメニ全部トル。 ソレ故 一反半ニツキ作カラ代トメ五 十銭ヲトル。名子ハ作カラ【一部】ヲ地頭ヘ【モツテ来テソレヲ肥料(厩 肥ニメ)ニシテ名子ガモツテ行ク。コノ場合ニハ作カラ代トラズ。】</p> <p>○ 一ツ役ハ一反半</p> <p>○ オトナ (2) ニ対メモ待遇ハ別シコトナラズ。</p> <p>○ 名子ヘノ宅地畑ノ札銭小作料ニハ反別 ニ比ストキハ口ジ不同アリ。高ク買ヘルト キト低クカヘル時トニアリ不同アリ。又 土地ノ善悪ニアリテモ不同アルモノトス。</p> <p>○ 岩手郡沼宮内紫田陸三 ○ 九戸郡江刈村五日市村木ガ知也 ○ 下関伊郡岩泉町中村半次郎</p>

<p>38</p> <p>八月八日</p> <p>㊦ 屋号</p>	<p>下関伊郡岩泉町 中村半次郎氏家。</p> <p>中坂ヤ 酒屋トメノ屋號</p> <p>田畑村ノ鉄山へ【物】資、供給ヲサレタ。</p> <p>沼袋十ヶ所ヨリ出タ。郷土ノ家。農業ヲモシタリ。</p> <p>錢座ヲモヤツタ。錢守ノシトナルモノアリ、ソレハメデタイ 歌トナツテキル（※3）。</p> <p>七代前ノ人ヲ佐々木理助、【ソノ子傳治（※4）ニ代ダケ【鉄山ニ関係】】 維ハ南部藩ノ命令ニ ヨリ、鉄山五ヶ山ノ經營ヲシタ。ソノ山ニ使用スル所ノ人夫 、金ヲ貸シツケテ使用シタモノト思ハル、鉄山ハ 五ヶ山、 コノ家ハモト落人テ、沼袋 尾肝要ニ住居ス、 ソコニオリシ人が岩泉町ニ出テテ豆腐ヤラヤレリ、 岩泉ハ当時九戸野田通ノ宿、ソコへ南部藩 ノ鉄山関係ノ役人ガ始終休マレタ。ソコノ息子 ニ理助トイフ才氣カン登ノ男アツタ、当時鉄山ハ</p>
<p>39</p>	<p>山乱ノ形勢ニアリ、コノモノナレバヨカラントイフノ デ理助ニ經營ヲ命ス、理助ハ辞退ス、押シ 押シ云ヒ付ケラレテ止ムナク引き受ケラレ タリ、ソレヨリ山ノ成績ヨクナリ、南部利敬公 ノ時、北海道ノ警備ガアリ、ソノ場合黄金 三百両、米二百駄利敬公ニ獻シタ。ソコデ 苗家替刀モ許サレタ。御給人ニ召出サレタ、 ソコデ本姓ニカヘリ佐々木理助知興トナレリ。 一方ハ中村屋ヲナリ、鉄山ヲ經營シ、他方 本姓ニカヘリ士分ノツトメラセリ。五十三ニテ 死亡、子供幼少ナルタメ弟ニカンボリ後見人 トス、ソレニ遺言状アリ。鉄ヲトレルモノハ一方 牛ノセニツメ、早坂ヲコへ盛岡へ出ス、他方ハ 舟ニ積ミ、平鴻ニ出シタ。（永戸）ソコへ上ガ ソレヨリ陸路江戸へ入りタリ。嘉永六年、一 揆發生以前マデ続ケリ。門野ノ佐藤儀助 引き受ケタノハ、ソノ後、ソノ經營ガウマク</p>

<p>40</p>	<p>ユカズハ一揆ノ原因トナレリ。佐藤儀助ニ 乗セラレ、ヤメタリ。豆腐ヤヲヤメテ酒 屋ヲモナセリ。佐藤儀助ハ錢屋ヲ経営 セリ。 他家ノ名字ト中村家ノ名字トハチガフ、 主人ニ対メハ、絶対的ニ命令ニ、服ス、名字ノ生活 保証ニツイテハ主人ノ全カヲ傾注ス、今残ッテ キル名字ハ權威以上ノ權ヲモツ。吉凶禍福 苦楽ヲ共ニス、平素ノ出入リハ正月ハ正月 礼トテ当人ノ所へ出ル。主人ハソノ場合ニ餅酒 ヲフルマス、御盆同断。節句、 二十護十二旦二十旦、七月七日ハ主人ノ家ノ ボ地ノ草トリヲスル、草トリヌマバ、ウドン (ハツト)ヲツクリ御馳走ス。用ノアル時ハ何時 デモ主人ノ命令ニ従ヒ来テハタラク、正月盆 ニハ仕着セトテ木綿反物ヲ一反クレル、勤 メ振リテ一反クレル事モノアル。ソレテ異</p>
<p>41</p>	<p>議ナシ。子供ガ生レルバ、旦那ガ 名ツケオヤトナル。畑ヲ働カセル、分作 (五分五分)、種ハ出シタ方ガトル、名字ノ方ガ種ヲ 出セバ名字トル。ソノ余ヲ折半ス。カラハ名字ニ クレル、經濟關係ヲ主トシナイ、不作ノ場合 ニハ分作セズ、全部名字ノ所得トナル。現在ハ 三坪ノミ。明治初ハ名字ノ四、五十年、明治ノ 三十年末ハ二十名、今日ハ三軒。名字ハ何レ モ独立シテヤル、又、他家ノ山畑ヲカリテキル モノモアル。ソレラハ現在ノ小作人トナル。子作ハ コノ地方ハ五分五分、三十年前ハ宅地ニ名字 ヲオク、家ヲタテテヤツタ。畑ニ善悪アリ、 名字ノ家族ニモヨル。何人役トイフ、六畝ヲ一人役 トイヒ、二十役、三十人役ヲモタセタルモノアリキ、 出株ハ一山ガ大ナレバ鞍轡、小ナレバ一人ノ使ヒ タリ、名字ハソノ山カラ上木ハ自由ニ切レリ、 薪炭トセリ。用材ハ主人ノ許可ヲ得テ切ラ</p>

<p>42</p> <p>名子ノスメル家 八間ハ七間。 奥行三間半ガ 普通。</p>	<p>シメタリ。山林利用ハソノホカニ【牛ノ飼料トメ】草ヲ刈レリ、 名子へ貸シタ畑二十人役ガ普通、【半分ハヒエ、半分ハムギト豆】【分作 【ムギノアトへハ豆、ヒエ、ムギ、マメ】】 コノ辺テハ宅地ハ【芋在家 一軒地トイフコトアリ】ハンザイケハ間口 三間半奥行半【間】 一軒地ハ間口七間 奥口二十間。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" data-bbox="518 473 909 614"> <tr> <td style="text-align: center;">常居 □</td> <td style="text-align: center;">台所</td> <td style="text-align: center;">座敷</td> </tr> </table> <div data-bbox="916 517 1179 898" style="font-size: small;"> <p>コヤシヲ名子ガ出セバカラ ヲモラフ、コヤシヲ旦那 ガ出セバ、カララ上ケル、 種ハ両ダシ。半ノ 立ワケ。 春【木】切り四人、大根ホリ 一人 草カリ四人、 三食下、三トキガ 出ル。 正月ナドハツキキアイ 二銭十銭</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	常居 □	台所	座敷
常居 □	台所	座敷		
<p>43</p>	<p>子供生シタ時ヤ婚姻ナドノ時、 旦那ハモノヤル、本綿一反トカ酒ノ二三升程 ヤル。手傳ヒ畑、四区二畝程 野菜畑ダケ、名子ガ九名アリシ時ノコト。 明治三十五、六年マデノコト、 親類アツタモ合ムシロシタシキ男性。 鉄山ノ関係ハ常三百人位。一部ダケ七十人使ツタコ トアリ。 舊幕時代、酒屋ヤメラレ、明治十六年ノ大火ニ 酒倉ヤケオチタ。 ○ 名子【ノ食ヘルモノハヒエト麥ヲマゼテ麥カテラタベタ】ノ副業、麻ノ 布機ヲヤツタ、炭焼ハ少ナカッタ、 ツマゴヨククリ、アキハウエタ、麻布ヲノメタ、コノテハ 綿糸モカナリ来タ。</p>			

【付記】

本翻刻の原本は一橋大学附属図書館に所蔵されている。また本稿は2009-11年度科学研究費補助金(林雅秀「森林資源の利用とネットワークダイナミクス」)による成果の一部である。

なお、翻刻の1(三須田ほか2011)で誤りがあった。32頁下段の右側の後ろから3行目は「一門助屋敷 不銭一三太屋敷 不銭」とあるが、正しくは「一三太屋敷 不銭」を改行する。

【注】

- *1) ここは「シテ」という字であるが、それにあった字体がないため本稿では「メ」で代用している。
- *2) 「オトナ」とは、名子のうち「以前村木家に「雇銭基金」を納入したもので、それ以来賦役を免除されてある」ものとある(土屋1937=1981:74)。
- *3) 岩泉地方の民謡である銭山節のこと。関口編著(1980b:545-8)を参照されたい。
- *4) 関口編著(1980a:822)によれば傳治は理助の弟とある。

【文献】

- 関口喜多路編著, 1980a, 『岩泉地方史〈上巻〉』岩泉町教育委員会。
- 関口喜多路編著, 1980b, 『岩泉地方史〈下巻〉』岩泉町教育委員会。
- 高橋正也・三須田善暢・庄司知恵子・林雅秀, 2012, 「資料紹介土屋喬雄の石神調査ノート(四)アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて」『総合政策』14(1), 岩手県立大学総合政策学会:67-84。
- 土屋喬雄, 1937=1981, 「名子部落を訪ねて」土屋喬雄編著『日本資本主義論集【復刻版】』象山社。
- 細谷昂, 2012, 「昭和初期「同族団」研究再考」第60回日本村落研究学会大会報告原稿。
- 三須田善暢・林雅秀・庄司知恵子・高橋正也, 2011, 「資料紹介土屋喬雄の石神調査ノート(一)アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて」『八幡平市博物館研究紀要』2, 八幡平市博物館:29-37。
- 吉川圭太, 2010, 「資料紹介『東北帝国大学新聞』掲載の布施辰治執筆記事について」『東北大学史料館紀要』5, 東北大学史料館:28-38。